

別紙

構造設備の概要

敷地面積		m ²		建物部分の延べ面積 (プール関連施設のみ)		階建 (階		m ² m ²)		
プール水等の排水				下水道・その他()						
プ ー ル 本 体		長さ	m	幅	m	深さ	m	容量	m ³	
									屋内・屋外	
									屋内・屋外	
									屋内・屋外	
プ ー ル 設 備	使用水の種類	水道水・井戸水・地下水・温泉水・その他()								
	給水設備	給水管の系統								
		新規補給水用量水器	有・無		循環水用量水器	有・無				
	排(環)水口	ふたの固定及び二重構造の状況								
	消毒設備	消毒剤の種類又は処理方法								
		注入方式		連続注入式・その他()						
	浄化設備	循環ろ過装置(型式:)・その他()								
		ろ過能力	m ³ /時間		ろ材種類					
	オーバーフロー 水再利用設備	型式								
		ろ過能力	m ³ /時間		ろ材種類					
付 帯 設 備	更衣室	面積		衣類等の保管						
		男	m ²		ロッカー・その他()		個			
	女	m ²		ロッカー・その他()		個				
付 帯 設 備	シャワー設備	男		個		女		個		
	便所	床の材質		便器		専用手洗い				
		男			大	個		小	個	
		女			大		個		個	
付 帯 設 備	うがい設備	個		洗面設備		個				
	洗眼設備	個		上がり用シャワー		個				
	使用水の種類	水道水・井戸水・地下水・温泉水・その他()								
	照明設備	有(照度ルクス)・無								
	換気設備	空気調和設備・機械換気・自然換気								
	消毒剤等保管	有・無								
	管理設備	施錠	有・無							
	採暖室	有・無		採暖槽		有・無				

(注) 1 照明設備欄は、屋内プール及び夜間使用する屋外プールの場合に記入

2 換気設備欄は、屋内プールの場合に記入

(様式第2号) (第4条関係)

遊泳用プール設置届出事項変更届

年 月 日

保健所長 様

住 所

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏 名

㊟

(法人にあつては、その名称及び代表者名)

電話番号

下記のとおり遊泳用プール設置の届出事項を変更したいので、長野県遊泳用プール指導要綱第4条第1項の規定により届け出ます。

記

プールの名称		
プールの所在地	電話番号	
変更事項	変更前	
	変更後	
変更年月日	年 月 日	
変更理由		

(添付書類)

変更事項がプールの構造設備に係る場合は、構造設備の概要を示す書類

(様式第3号) (第4条関係)

遊泳用プール廃止(休止・再開)届

年 月 日

保健所長 様

住 所

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏 名

㊟

(法人にあつては、その名称及び代表者名)

電話番号

下記のとおり遊泳用プールを廃止した(休止する・再開する)ので、長野県遊泳用プール指導要綱第4条第2項の規定により届け出ます。

記

プールの名称	
プールの所在地	電話番号
廃止(休止・再開)年月日	年 月 日
廃止(休止・再開)理由	

食品・生活衛生課

長野県告示第219号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第5条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されている区域を次のとおり指定します。

平成20年3月31日

長野県知事 村井 仁

- 指定する区域
茅野市ちの617番10の一部
- 土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第18条第1項の基準に適合していない特定有害物質の名称
シス-1・2-ジクロロエチレン
トリクロロエチレン

水環境課

長野県告示第220号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成20年3月31日

長野県知事 村井 仁

- 施行者の名称
小諸市
- 都市計画事業の種類及び名称
小諸都市計画下水道事業 小諸市公共下水道（和田西処理区）
- 事業施行期間
昭和59年2月6日から
平成26年3月31日まで
- 事業地
(1) 収用の部分
変更なし
(2) 使用の部分
変更なし

生活排水対策課

長野県告示第221号

森林造成事業補助金交付要綱（昭和49年長野県告示第481号）の一部を次のように改正し、平成20年4月1日から適用します。

平成20年3月31日

長野県知事 村井 仁

第3第1項第11号及び第12号、第4、第5第2項第1号並びに第6第1項及び第2項中「及びグレースの森創生事業」を「、グレースの森創生事業及び未整備森林モデル事業」に改める。

別表の信州の森林づくり事業の間伐対策事業の項を次のように改める。

市町村、財産区、一部事務組合、森林整備法人、森林所有者、森林組合、生産森林組合、森林法施行令第11条第7号に掲げる特定非営利活動法人、森林所有者の団体、森林施業計画の認定を受けた者又は共有林代表者が間伐対策事業実施計画に基づいて行う間伐対策事業に要する経費	10分の5以内
--	---------

別表中グレースの森創生事業の項の次に次のように加える。

未整備森林モデル事業	市町村、森林組合、森林整備法人又は施業受託者（5戸以上の森林所有者と長期の施業委託契約を締結し、森林施業計画を樹立しているものに限る。）が行う未整備森林モデル事業に要する経費	10分の10以内。ただし知事が定める額を限度とする
みんなで支える里山整備事業	森林環境保全整備事業又は森林居住環境整備事業の事業主体が、里山の森林整備の推進を図るために市町村が必要と認めた箇所において、市町村森林整備事業計画又は里山エリア再生計画に基づいて行う次に掲げる事業及びこれと一体的に行う事業に要する経費 (1) 間伐事業 (2) 受光伐事業 (3) 機能増進保育事業	10分の9以内

森林整備課

長野県告示第222号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成20年3月31日

長野県知事 村井 仁

- 施行者の名称
坂城町
- 都市計画事業の種類及び名称
坂城都市計画道路事業 3・4・1号 坂都1号線
- 事業施行期間
平成10年12月14日から
平成24年3月31日まで
- 事業地
(1) 収用の部分
変更なし
(2) 使用の部分
なし

都市計画課

長野県告示第223号

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第14条第1項の規定により長野県が実施した市町村道の改築工事は、次のとおり完了しました。

平成20年3月31日

長野県知事 村井 仁

路線名	工事区間	工事の種類	工事完了の日
上村1号線	飯田市上村18番の2地先から 飯田市上村20番の8地先まで	道路改良	平成20年 3月25日

道路管理課

長野県告示第224号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成20年4月14日まで、長野県土木部道路管理課及び長野県上田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成20年3月31日

長野県知事 村井 仁

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 荻窪丸子線
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
上田市東内字今津1025番の2地先から 上田市東内字下川原395番の1地先まで	旧	7.8~28.0 ^m	1.128 ^{km}
		13.0~38.8	1.2235
同 上	新	13.0~29.0	1.2235

道路管理課

長野県告示第225号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成20年4月14日まで、長野県土木部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成20年3月31日

長野県知事 村井 仁

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 時又中村線
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
飯田市嶋91番の2地先から 飯田市桐林3498番の1地先まで	旧	28.0~33.0 ^m	0.3097 ^{km}
		同 上	28.0~41.8

道路管理課

長野県告示第226号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成20年4月14日まで、長野県土木部道路管理課及び長野県諏訪建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成20年3月31日

長野県知事 村井 仁

- 1 路線名 払沢茅野線
- 2 供用を開始する区間
茅野市ちの字町屋敷3419番の5地先から
茅野市ちの字町屋敷2551番の11地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成20年3月31日

道路管理課

長野県告示第227号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成20年4月14日まで、長野県土木部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成20年3月31日

長野県知事 村井 仁

- 1 (1) 路線名 151号
- (2) 供用を開始する区間
飯田市川路5587番の2地先から
飯田市川路5874番の4地先まで
飯田市川路5631番の4地先から
飯田市川路5271番の1地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成20年3月31日
- 2 (1) 路線名 上川路大畑線
- (2) 供用を開始する区間
飯田市川路7624番の1地先から
飯田市川路5567番の3地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成20年3月31日
- 3 (1) 路線名 時又中村線
- (2) 供用を開始する区間
飯田市嶋91番の2地先から
飯田市桐林3498番の1地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成20年3月31日

道路管理課

長野県告示第228号

平成19年長野県告示第370号(洪水予報を行う河川の指定)の一部を次のように改正します。

平成20年3月31日

長野県知事 村井 仁

本則の表中

信濃川水系	千曲川	佐久市下越(白田橋)から 左岸 上田市丸子大字 依田 右岸 上田市大字大屋 (大屋橋)まで
-------	-----	--

を

信濃川水系	千曲川	佐久市下越(白田橋)から 左岸 上田市大屋字向川原 (大屋橋)まで 右岸 上田市大屋字南遠川原
	裾花川	左岸 長野市大字南長野字鐘ヶ瀬 右岸 長野市大字平柴(善光寺用水取水口)から 左岸 長野市青木島町青木島狐島 右岸 長野市差出南三丁目(犀川合流点)まで

に改める。

河川課

長野県告示第229号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定します。

その関係図面は、長野県土木部砂防課並びに関係の建設事務所、市役所に備え置きます。

平成20年3月31日

長野県知事 村井 仁

区域名	区域の範囲	市町村	大字	字	地番	標柱番号
島々(1)	右に掲げる地番の土地に存する標柱1号から11号までを順次結んだ線及び標柱1号と11号を結んだ線に囲まれた区域	松本市	安曇		714番1 673番2地先道路敷 637番3 701番2 711番16地先道路敷 673番2地先道路敷 711番10 711番14 707番1 712番4	1号 2号及び3号 4号 5号 6号 7号 8号 9号 10号 11号

砂防課

長野県告示第230号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成20年3月31日

長野県知事 村井 仁

1 土砂災害警戒区域の名称

唐松窪、松井、入堂川、本畑、細久保1、もじ久保、下宮の入沢、ムジナ久保、大平、沢入、大張、白滝、クララ久保、細久保2、屋敷入沢、源左衛門、新田川、板取沢、勝負沢、木茂久保、平沢、さいかち平、石橋、富士腰沢、曾原川、管志ぼち2、管志

ぼち1、向久保、重なり1、重なり2、中畑、宮浦、寺久保、イゴヤク、大石沢、ソリ畑、サイ久保、狐久保、萩久保、上の久保、マガ久保、山の神1、峠の湯、ブナ沢、大久保沢、北又、耕地村、松山、郷土久保、西正寺沢、小久保、日向大久保、行田窪、寺沢、灰立川、十角、曲尾、水堀、矢沢川、矢久保、宿戸1、宿戸2、刈又、高山、栃入、中古谷、柏木沢、くるみぞうろ、漆入沢、長久保、安田沢、こもっかい、か久保、柳沢、大久保、槇沢、野田窪、栃久保、西館、音熊、花岡、初ノ久保、コガ井、藤塚、鍛冶の入、畦池、犬場様、皿久保、城久保、萩の窪、山の神2、矢の久保、高岩坂、鹿プロ、ひぢり岩及び筆岩

2 指定の区域

南佐久郡佐久穂町のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野

県土木部砂防課及び長野県南佐久建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

砂防課

長野県告示第231号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成20年3月31日

長野県知事 村井 仁

1 土砂災害警戒区域の名称

口明の沢、西ねぶたの沢、東ねぶたの沢、裏林の沢、赤岩の沢、東地川、香坂沢2、香坂沢、左鞍の沢、発地小路の沢、雨原の沢、香坂沢3、霞ヶ沢、高棚沢、日陰下道陸沢、滑谷、牛追沢、荻の澤沢1、荻の澤沢2、日向の沢1、不動沢1、不動沢2、霞川、扇平の沢、下小倉沢、瀬早川-1、瀬早川-2、瀬早川-3、中間木沢、余地ヶ入の沢-1、余地ヶ入の沢-2、桃の木沢、下八重久保沢、上八重久保沢、八重久保川、東駒入沢1、東駒入沢2及び多々良波沢

2 指定の区域

佐久市のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県土木部砂防課及び長野県佐久建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

砂防課

長野県告示第232号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成20年3月31日

長野県知事 村井 仁

1 土砂災害警戒区域の名称

円悟沢川、松下沢川、熊の洞沢、西の原沢川、吉沢沢川、横田沢川1、横田沢川2、あみだ沢川1、あみだ沢川2、滝ノ沢、山の田川1、山の田川2、押洞沢川、丸山川、王竜寺川、松洞川、芦沢川、新戸川、栃ヶ洞、土曾川、小洞沢川、西の沢、なみき沢川及び並木沢川

2 指定の区域

飯田市のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県土木部砂防課及び長野県飯田建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

砂防課

長野県告示第233号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成20年3月31日

長野県知事 村井 仁

1 土砂災害警戒区域の名称

深沢川、野田原、三郎沢1、上道、道合川、高井沢、和手、品庄1、品庄沢、北洞、南洞沢、穴田沢及びしょうぶ沢

2 指定の区域

松本市のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県土木部砂防課及び長野県松本建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

砂防課

長野県告示第234号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成20年3月31日

長野県知事 村井 仁

1 土砂災害警戒区域の名称

毛野川東沢、沢入ノ沢、長沢川1、長沢川2、長沢川3、長沢川4、西新川、西涌井沢1、西涌井沢2、斑尾川1、斑尾川2、斑尾川3、北ノ洞沢、小堀沢、東新川1、東新川2、美沢1、美沢6、美沢7、屋地谷沢1、屋地谷沢2、穴田沢2、ハサマシ沢2、ハサマ沢、冷田沢、宮脇沢1、宮脇沢2、キダチの沢及び南深沢

2 指定の区域

中野市、飯山市及び上水内郡飯綱町のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県土木部砂防課及び長野県中野建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

砂防課

長野県告示第235号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成20年3月31日

長野県知事 村井 仁

1 土砂災害警戒区域の名称

姥沢1、姥沢2、岳谷沢、矢沢、鶴萩沢、雁沢川1、雁沢川2、温湯沢、清水沢1、清水沢2、裏沢1、裏沢2、裏沢3、裏沢4、裏沢5、唐沢1、唐沢2、唐沢3、根守沢、大柳沢、春山沢1、春山沢2、小出沢1、小出沢2、小出沢3、須釜沢、城窪沢1、城窪沢2、城窪沢3、在家沢、蓮花沢、外山沢、高岡沢1、高岡沢2、芦窪沢、保科川1、保科川2、裏ノ窪沢、持者沢、山内沢

1、山内沢2、山内沢3、引沢1、引沢2、引沢3、引沢4、赤野田川、赤野田川2、赤野田沢、柄沢、小成谷沢、大成谷沢、高下沢1、高下沢2、上和田沢、下和田沢、大室沢1、大室沢2、牧島沢、白窪沢1、白窪沢2、白窪沢3、竹ノ沢、温泉団地沢1、温泉団地沢2、加賀井沢、長礼沢、尼巖川1、尼巖川2、尼巖川3、乙女川1、乙女川2、藤沢川、東屋地沢、小淵沢、膳棚沢、新谷沢、小屋の沢2、鞍馬沢、鞍馬沢2、御林沢、宮入沢、宮入沢2、水舟沢、馬の入沢1、馬の入沢2、皆神沢、堂ノ入沢1、堂ノ入沢2、沢ノロシ沢、神田川、大日影沢、十二原沢1、十二原沢2、大嵐沢、鹿島沢1、うるし沢、鹿島沢2、越沢、入沢1、入沢2、倉科沢1、倉科沢2、鳥見塚沢、会田沢及び山裏沢

2 指定の区域

長野市のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県土木部砂防課及び長野県長野建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

砂防課

長野県告示第236号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成20年3月31日

長野県知事 村井 仁

1 土砂災害警戒区域の名称

下川沢及び八重越沢

2 指定の区域

上水内郡信州新町のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県土木部砂防課及び長野県土尻川砂防事務所に備え置いて縦覧に供します。)

砂防課

長野県告示第237号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成20年3月31日

長野県知事 村井 仁

1 土砂災害特別警戒区域の名称

松井、入堂川、本畑、もじ久保、ムジナ久保、大平、沢入、大張、白滝、クララ久保、屋敷入沢、源左衛門、勝負沢、木伐久保、平沢、さいかち平、石橋、富士腰沢、曾原川、管志ぼち1、向久保、重なり2、寺久保、イゴヤク、サイ久保、狐久保、萩久保、マガ久保、山の神1、峠の湯、ブナ沢、大久保沢、北又、耕地村、松山、郷土久保、西正寺沢、小久保、日向大久保、行田窪、寺沢、灰立川、十角、曲尾、水堀、矢沢川、宿戸1、宿戸2、刈又、高山、栃入、中古谷、柏木沢、くるみぞうろ、漆入沢、長久保、安田沢、こもっかい、か久保、柳沢、大久保、槇沢、野田窪、栃久保、西館、音熊、花岡、初ノ久保、コガ井、藤塚、鍛冶の入、畦

池、犬場様、皿久保、城久保、山の神2、矢の久保、高岩坂、鹿プロ、ひちり岩及び筆岩

2 指定の区域

南佐久郡佐久穂町のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県土木部砂防課及び長野県南佐久建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第238号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成20年3月31日

長野県知事 村井 仁

1 土砂災害特別警戒区域の名称

裏林の沢、赤岩の沢、東地川、香坂沢、左鞍の沢、発地小路の沢、香坂沢3、霞ヶ沢、高棚沢、日陰下道陸沢、滑谷、牛追沢、萩の澤沢1、萩の澤沢2、日向の沢1、不動沢1、不動沢2、霞川、扇平の沢、下小倉沢、瀬早川-1、瀬早川-2、瀬早川-3、中間木沢、余地ヶ入の沢-1、余地ヶ入の沢-2、桃の木沢、下八重久保沢、上八重久保沢、八重久保川、東駒入沢1、東駒入沢2及び多々良波沢

2 指定の区域

佐久市のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県土木部砂防課及び長野県佐久建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第239号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成20年3月31日

長野県知事 村井 仁

1 土砂災害特別警戒区域の名称

松下沢川、横田沢川1、横田沢川2、あみだ沢川1、山の田川2、松洞川、芦沢川、栃ヶ洞、西の沢及び並木沢川

2 指定の区域

飯田市のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県土木部砂防課及び長野県飯田建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項
別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第240号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成20年 3月31日

長野県知事 村井 仁

- 1 土砂災害特別警戒区域の名称
深沢川、野田原、三郎沢1、上道、道合川、高井沢、和手、品庄1、品庄沢、北洞、南洞沢、穴田沢及びしょうぶ沢
- 2 指定の区域
松本市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県土木部砂防課及び長野県松本建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）
- 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項
別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第241号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成20年 3月31日

長野県知事 村井 仁

- 1 土砂災害特別警戒区域の名称
毛野川東沢、沢入ノ沢、長沢川2、長沢川3、長沢川4、西新川、西涌井沢2、斑尾川1、斑尾川2、斑尾川3、北ノ洞沢、東新川2、美沢1、美沢6、美沢7、屋地谷沢1、屋地谷沢2、穴田沢2、ハサマン沢2、ハサマ沢、冷田沢、宮脇沢1、宮脇沢2、キダチの沢及び南深沢
- 2 指定の区域
中野市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県土木部砂防課及び長野県中野建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）
- 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項
別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第242号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成20年 3月31日

長野県知事 村井 仁

- 1 土砂災害特別警戒区域の名称
姥沢1、姥沢2、岳谷沢、矢沢、鶴萩沢、雁沢川1、温湯沢、清水沢1、清水沢2、裏沢1、裏沢2、裏沢3、裏沢4、裏沢5、唐沢1、唐沢2、唐沢3、大柳沢、春山沢1、春山沢2、小出沢1、小出沢2、小出沢3、須釜沢、城窪沢1、城窪沢2、城窪沢3、在家沢、蓮花沢、外山沢、高岡沢1、高岡沢2、芦窪沢、保科川1、保科川2、裏ノ窪沢、持者沢、山内沢1、山内沢2、引沢1、引沢2、引沢4、赤野田川、赤野田川2、赤野田沢、柄沢、小成谷沢、大成谷沢、高下沢1、上和田沢、下和田沢、大室沢1、大室沢2、牧島沢、白窪沢1、白窪沢2、白窪沢3、温泉団地沢1、温泉団地沢2、加賀井沢、長礼沢、尼巖川1、尼巖川2、尼巖川3、乙女川1、乙女川2、藤沢川、東屋地沢、小淵沢、膳棚沢、新谷沢、小屋の沢2、鞍馬沢、鞍馬沢2、宮入沢、宮入沢2、水舟沢、馬の入沢1、堂ノ入沢1、沢ノロシ沢、神田川、大日影沢、十二原沢1、十二原沢2、大嵐沢、鹿島沢1、うるし沢、鹿島沢2、入沢1、入沢2、倉科沢1、鳥見塚沢及び会田沢
- 2 指定の区域
長野市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県土木部砂防課及び長野県長野建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）
- 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項
別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第243号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成20年 3月31日

長野県知事 村井 仁

- 1 土砂災害特別警戒区域の名称
下川沢及び八重越沢
- 2 指定の区域
上水内郡信州新町のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県土木部砂防課及び長野県土尻川砂防事務所に備え置いて縦覧に供します。）
- 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項
別図に記載するとおり

砂防課